

監査の結果	
監査実施日	平成26年11月21日、平成27年2月5日
監査の結果	
(指導事項)なし	
(指導事項)なし	
(注意事項)1件(重点事項1)	
監査対象所属	甲府東高等学校
監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月
監査実施日	平成26年11月13日、平成27年1月15日
監査の結果	
(指導事項)なし	
(指導事項)1件(契約1)	
1) ファックスの保守契約書において、契約保証金免除条項及び支払方法に係る条項が設けられていなかった。	また、産業廃棄物処理委託契約書に、契約保証金免除条項及び契約解除に係る違約金条項が設けられていなかった。
(注意事項)なし	
監査対象所属	甲府工業高等学校
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月17日
監査の結果	
(指導事項)なし	
(指導事項)なし	
(注意事項)2件(給与1、契約1)	
監査対象所属	甲府城西高等学校
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月17日
監査の結果	
(指導事項)なし	
(指導事項)3件(給与1、物品1、契約1)	
1) 通勤手当の認定において、JR利用者等で手当の支給単位期間が1箇月を超える場合には、通勤手当認定簿(第2号様式)を使用して認定すべきところ、通勤届(第1号様式)で認定されていた。	また、当初の認定において第2号様式を使用しなかったため、平成26年4月1日に行われたJR定期券額の改定について、人事給与システムにより金額は訂正されていたが、本来第2号様式に記載して行うべき認定行為が行われていなかった。
(指導事項)なし	
2) 平成26年3月に購入した官製はがき(10枚)について、財務規則第243条に規定する郵便切手類受払簿に記載されていなかった。	3) 自動販売機の設置を目的とした県有財産土地賃貸借契約に係る土地賃料について、契約書には、県が発行する通知書にて各年度の年額を各年度4月30日までに納付するものと規定されているが、納入通知書の発行が遅延し、9月になったことから、当該納期限までに納付されていらないものが6件あった。(合計666,331円)
(注意事項)なし	
監査対象所属	巨摩高等学校
監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月
監査実施日	平成26年11月21日、平成27年1月9日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象所属	白根高等学校
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月8日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

(指導事項) 1件 (物品1) 1) 外国語指導助手に貸付けている復興一式について、財務規則第161条に定める物品貸付調整書が作成されていなかった。 (注意事項) 1件 (契約1)	
監査対象所属	日川高等学校
監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月
監査実施日	平成26年11月13日、平成27年1月16日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象所属	山梨高等学校
監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月
監査実施日	平成26年11月18日、平成27年1月8日
(指摘事項) なし (指導事項) 3件 (物品1、財産2) 1) 貨幣物品である車両について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。 2) 自動販売機の貸付料に係る消費税及び特別地方消費税について、旧税率(5%)適用の経過措置を受けていたが、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の根本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」附則第5条第8項に定める通知(経過措置の適用を受けているものであることの通知)が行われていなかった。 3) 公有財産の使用許可事務において、平成26年4月から使用料を改定したものが1件、使用許可期間を更新したものが2件あったが、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていなかった。 (注意事項) 1件 (契約1)	
監査対象所属	幡山高等学校
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月8日
監査の結果 (指摘事項) なし (指導事項) 3件 (収入1、給与2) 1) 島入について、次のとおり収入未満があった。 授業料　過年度分 先教1件138,300円 2) 通勤手当の認定において、JR利用者等で手当の支給単位期間が1箇月を超える場合には、通勤手当認定簿(第2号様式)を使用して認定すべきところ、通勤届(第1号様式)で認定されていた。 3) 通勤方法の変更に伴い不要となつた、JR6箇月定期乗車券に係る通勤手当の返納額算出については、JR東日本旅客営業規則により算出することとなっているが、6箇月定期券の額及び手数料を誤ったため、返納額が過少となつていて了。 (注意事項) なし	
監査対象所属	都留高等学校

監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月
監査実施日	平成26年11月1日～平成27年2月2日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象所属	上野原高等学校
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月17日
監査の結果	
(指摘事項) 1件 (給与1)	
1) 臨時職員の賃金については、勤務した翌月10日に支払うこととされているが、平成26年4月、5月及び7月分の賃金については、支払いが大幅に遅延しており、8月29日に支給されていた。(合計268,000円)	
また、同職員の賃金に係る所得税は、雇用期間が2か月未満のため、給与所得の源泉徴収税額表(丙欄)が適用されるが、誤って月額表(乙欄)を適用したため、所得税を過大に源泉徴収していた。	
(指導事項) なし	
(注意事項) 3件 (収入1、給与1、契約1)	
監査対象所属	谷村工業高等学校
監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月
監査実施日	平成26年11月5日、12月24日
監査の結果	
(指導事項) なし	
(指導事項) 1件 (支出1)	
1) 教職員住宅の建築物点検業務に係る委託料を個人の設計事務所に支払う際、所得税の源泉徴収をしていなかった。	
(注意事項) 1件 (契約1)	
監査対象所属	都留興業館高等学校
監査対象期間	平成26年4月～平成26年8月
監査実施日	平成26年11月5日、12月24日
監査の結果	
(指導事項) なし	
(指導事項) 1件 (契約1)	
1) 一般産業物運搬業務委託契約書の違約金条項において、違約金の算出割合等が記載されておらず、違約金が算定できない内容となっていた。	
また貼付すべき収入印紙の金額に誤り(不足)があった。	
(注意事項) なし	
監査対象所属	富士河口湖高等学校
監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月
監査実施日	平成26年11月5日、12月1日
監査の結果	
(指導事項) なし	
(指導事項) 1件 (契約1)	
1) 収入について、次のとおり収入未済があった。	
授業料 平成26年度分 先教2件 10,230円	
2 授業料に係る収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」第2条第3項に定める督促状発付簿による決裁及び督促状発付簿の出納員への提示がされていなかつた。	
(注意事項) 1件 (給与1)	
(指摘事項) なし	
(指摘事項) 1件 (財産1)	
1) 取得用地に未登記のものがあった。	
(注意事項) 2件 (契約2)	
(注意事項) 2件 (契約2)	

監査対象所属	中央高等学校
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月8日
監査の結果	
(指導事項) なし	
(指導事項) 2件 (収入2)	
1) 収入について、次のとおり収入未済があった。	
授業料 平成26年度分 先教2件 10,230円	
2 授業料に係る収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」第2条第3項に定める督促状発付簿による決裁及び督促状発付簿の出納員への提示がされていなかつた。	
(注意事項) 1件 (給与1)	
監査対象所属	ひばりが丘高等学校

監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月	
監査実施日	平成26年12月17日	監査の結果
(指導事項)なし		
(指導事項)なし		
(注意事項)1件(給与1)		
監査対象所属	盲学校	
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月	
監査実施日	平成26年12月8日	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。		
監査対象所属	ろう学校	
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月	
監査実施日	平成26年12月8日	監査の結果
(指導事項)なし		
(指導事項)1件(財産1)		
1)公衆電話設置に係る行政財産の使用許可における規定を付け加えることとされているが、規定されていなかった。また、許可指令書に使用料改定の規定を追加する変更使用許可も行われていなかった。		
(注意事項)1件(重点事項1)		
監査対象所属	甲府支援学校	
監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月	
監査実施日	平成26年11月12日、平成27年1月20日	監査の結果
(指導事項)1件(財産1)		
1)消防法で6ヶ月以上経過している消防用設備等の機器点検が、前回の点検から6ヶ月以上経過しているにもかかわらず、監査日(11月)現在、実施されていなかった。		
(指導事項)なし		
(注意事項)1件(契約1)		
監査対象所属	富士見支援学校	
監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月	
監査実施日	平成26年11月26日、平成27年1月27日	監査の結果
(指導事項)なし		
(指導事項)1件(契約1)		
1)不燃物ゴミ処理業務委託契約は単価契約であるが、契約書に記載された収集運搬料の契約単価は、単価に予定期量を乗じた金額となつており契約単価となつていなかった。		
(注意事項)なし		
監査対象所属	あけぼの支援学校	
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月	
監査実施日	平成26年12月17日	監査の結果
(指導事項)なし		
(指導事項)なし		
(注意事項)2件(給与1、重点事項1)		
監査対象所属	わかば支援学校	
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月	

監査実施日	平成26年12月17日	監査の結果
(指導事項)なし		
(指導事項)2件(物品2)		
1)物品の購入において、物品要求書の限度額欄に消費税に相当する金額のみが記載されており、支払限度額を超えて支払いを行っていた。 2)本校で使用した5円切手について、財務規則第243条に規定する郵便切手類受払簿に平成26年6月の前月残高枚数が誤って記載されたため、監査日現在、郵便切手類受払簿の残高と現品が一致していなかった。 また、分校の120円切手について、8月に使用した2枚分が郵便切手類受払簿に記載されていなかった。		
(注意事項)なし		
監査対象所属	やまびこ支援学校	
監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月	
監査実施日	平成26年11月12日、平成27年1月20日	監査の結果
(指導事項)1件(財産1)		
1)消防法で6ヶ月以上経過している消防用設備等の機器点検が、前回の点検から6ヶ月以上経過しているにもかかわらず、監査日(11月)現在、実施されていなかった。		
(指導事項)なし		
(注意事項)1件(契約1)		
監査対象所属	富士見支援学校	
監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月	
監査実施日	平成26年11月26日、平成27年1月27日	監査の結果
(指導事項)なし		
(指導事項)1件(契約1)		
1)不燃物ゴミ処理業務委託契約は単価契約であるが、契約書に記載された収集運搬料の契約単価は、単価に予定期量を乗じた金額となつており契約単価となつていなかった。		
(注意事項)なし		
監査対象所属	ふじさくら支援学校	
監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月	
監査実施日	平成26年11月14日、平成27年1月14日	監査の結果
(指導事項)なし		
(指導事項)2件(契約2)		
1)生ゴミ処理機保守点検業務委託契約は随意契約であるが、財務規則第137条第3項により定められている見積書が微されていなかった。 2)業務委託契約書の記載内容に不備な点が次のとおりあった。 ①機密文書収集運搬・処理資源化委託契約書において、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。 ②リストラップ清掃及び産業廃棄物の収集運搬に係る契約書及び産業廃棄物処分に係る契約		

約において、第2条に定める許可証の写しが添付されていなかった。また、条項の重複など条項の規定に不備があった。

③産業廃棄物処分に係る契約は単価契約であるが、連絡金条項の記載が単価契約のものとなつていなかつた。

(注意事項)なし

監査対象所属	かえで支援学校
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月17日

指摘事項、指導事項、注意事項に該当するものはなかつた。

監査対象所属	甲府警察署
監査対象期間	平成25年8月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月8日

(指摘事項)なし  
(指導事項)2件  
(注意事項)なし

監査対象所属	北杜警察署
監査対象期間	平成25年8月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月8日

監査の結果

(指摘事項)なし
(指導事項)1件 （JRを利用して通勤する者の通勤手当の認定において、手当の額をJR回数券の価格によらずバス、ICカード回数券を利用した場合の方法により算出したため、通勤手当が過少に支給されていた。）
(注意事項)なし
監査の結果

監査対象所属	南甲府警察署
監査対象期間	平成25年10月～平成26年8月
監査実施日	平成26年11月14日、平成27年1月22日

監査対象所属	飯沢警察署
監査対象期間	平成25年10月～平成26年7月
監査実施日	平成26年10月23日、12月24日

監査の結果

(指摘事項)なし
(指導事項)2件 (収入1、支出1)
(注意事項)なし

監査対象所属	南部警察署
監査対象期間	平成25年8月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月8日、12月18日

監査対象所属	南アルプス警察署
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月8日

監査の結果

(指摘事項)なし
(指導事項)2件 (支出1、契約1)
(注意事項)なし

監査対象所属	垂崎警察署
監査対象期間	平成25年10月～平成26年7月
監査実施日	平成26年10月28日、12月25日

(注意事項)なし

監査対象所属	笛吹警察署
監査対象期間	平成25年10月～平成26年8月
監査実施日	平成26年11月6日、12月18日

指摘事項、指導事項、注意事項に該当するものはなかつた。

(指摘事項)なし
(指導事項)1件 （支出1）
1)待機宿舎ほか建築物等点検業務に係る委託料を個人の設計事務所に支払う際、所得税の源泉徴収をしていなかつた。
(注意事項)なし

(指摘事項)なし  
(指導事項)なし  
(注意事項)1件

(指摘事項)なし (指導事項)なし (注意事項)1件 (契約1)	監査対象所属 監査対象期間 監査実施日	日下部警察署 平成25年9月～平成26年9月 平成26年12月8日	監査の結果
(指摘事項)なし (指導事項)1件 (支出1)	監査対象所属 監査対象期間 監査実施日	富士吉田警察署 平成25年10月～平成26年7月 平成26年10月23日、11月26日	監査の結果
(指摘事項、指導事項、注意事項に該当するものはないかった。 (注意事項)なし	監査対象所属 監査対象期間 監査実施日	大月警察署 平成25年10月～平成26年8月 平成26年11月11日、平成27年1月14日	監査の結果
(指摘事項)1件 (財産1) 1) 消防法で6か月に1回行うことが義務づけられている消防用設備等の機器点検が、前回の点検から6か月以上経過しているにもかかわらず、監査日(11月)現在、実施されていなかった。 また、浄化槽法で法定期間内に保守点検を義務づけられている警報装置や駐在所などに設置された浄化槽の保守点検も監査日(11月)現在、実施されていなかった。 (指導事項)なし (注意事項)なし	監査対象所属 監査対象期間 監査実施日	上野原警察署 平成25年9月～平成26年9月 平成26年12月8日	監査の結果
(指摘事項)なし (指導事項)2件 (支出1、契約1) 1) 待機宿舎建築物等点検業務に係る委託料を個人の設計事務所に支払う際、所得税の源泉徴収をしていなかった。 2) 被留置人食糧の供給に係る契約において、単価契約の契約書に予定数量の記載がなかった。 (注意事項)なし	監査対象所属 監査対象期間 監査実施日		

## 8 平成26年度の定例監査の実施状況

平成26年度の定例監査の実施状況(第六十四号)と今回の結果を合わせて

平成26年度の定例監査対象箇所数は、257所属で、前年度と同数である。

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
知事政策局	4	1		5
企画県民部	8	7		15
リニア交通局	2			2
総務部	9	3		12
福利保健部	9	18		27
森林環境部	8	5		13
エネルギー局	1			1
産業労働部	7	7		14
観光部	4	1	1	6
農政部	9	12		21
県土整備部	14	13		27
出納局	3			3
企業局	2	4		6
教育委員会	10	50	1	61
議会事務局	1			1
行政委員会	3			3
警察本部	28	12	40	
合 計	122	133	2	257

監査対象所属	上野原警察署
監査実施期間	平成25年9月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月8日
監査の結果	
(指導事項)なし	
(指導事項)2件(支出1、契約1)	
1)待機宿舎建築物等点検業務に係る委託料を個人の設計事務所に支払う際、所得税の源泉徴収をしていなかった。	
2)被留置人食糧の供給に係る契約において、単価契約の契約書に予定数量の記載がなかった。	
(注意事項)なし	
(指導事項)なし	

山梨県公報号外 第九号 平成二十七年四月二十五日

2) 監査の結果  
平成26年度の定期監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項、意見ごとの区分の集計  
は、下表のとおりである。

平成26年度実施分 A								
区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項
指摘事項	3	3	3	1	4	2	0	4
指導事項	68	43	36	26	30	45	11	8
注意事項	3	5	21	5	2	37	0	3
意見	0	1	0	0	0	0	0	0
合計	74	52	60	32	36	84	11	11

平成25年度実施分 B								
区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項
指摘事項	1	0	2	2	3	1	1	6
指導事項	61	25	31	28	36	58	23	12
注意事項	5	5	4	11	4	49	25	1
意見	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	67	30	37	41	43	108	49	19

平成25年度実施分 B

平成26年度と平成25年度との対比(A-B)								
区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項
指摘事項	2	3	1	▲ 1	1	▲ 1	▲ 6	2
指導事項	7	18	5	▲ 2	▲ 6	▲ 13	▲ 12	▲ 4
注意事項	▲ 2	0	17	▲ 6	▲ 2	▲ 12	▲ 25	0
意見	0	1	0	0	0	0	0	1
合計	7	22	23	▲ 9	▲ 7	▲ 24	▲ 38	▲ 8

平成26年度と平成25年度との対比(A-B)

## 平成26年度 定例監査重点事項・行政監査実施結果

平成26年度定例監査重点事項・行政監査について、実施した結果は次のとおりであった。

事前に重点事項・行政監査調書の提出を求め、経緯、原因及び改善措置を確認し  
必要に応じ定例監査時に調書の記載内容を確認した。

### 第1 監査テーマと趣旨

#### 1 監査のテーマと趣旨

ア

扶養手当、通勤手当及び住居手当の認定及び認定後の確認は適切に行われているか。

#### 2 監査の目的

扶養手当、通勤手当及び住居手当（以下「手当等」という。）については、山梨県職員の給与に関する規則等により、職員の届出に係る事実及び手当の額を認定することとなっている。また、認定後においても手当等の支給要件を具備しているか、手当の額が適正であるかを隨時確認することとされており、この一環として認定後の確認が例年7月～9月にかけて全般的に各所属において実施されている。  
しかししながら、平成25年度監査において、通勤手当の届出に係る事実の確認を行わないまま手当を支給していたとして、前年度の監査で指導事項としたものが、その後も確認が行われていなかつたため、手当を過大に支給していたとして指摘事項とした事例があった。

また、過去3年間の定例監査において、手当等の事務処理が不適切なものとして指摘事項等としたものが49件あり、年々増加傾向にある。

このため、各所属における手当等の認定と認定後の確認が適切に行われているかを重点的に監査するとともに、手当等の返還のためにいろいろを行ったものの経緯、原因及びその改善措置について監査することにより、手当支給事務の適切かつ効率的な執行に資することを目的として実施した。

### 第2 監査の実施状況

#### 1 監査の実施期間

平成26年4月21日から平成27年2月5日

#### 2 監査の着眼点

- (1) 手当等の認定は適切に行われているか。（定例監査重点事項）
- (2) 手当等の認定後の確認は適切に行われているか。（定例監査重点事項）
- (3) 手当等の返還が行われた場合に改善措置が適切に講じられているか。（行政監査）

#### 3 監査の実施方法

##### (1) 實施方法

- ① 手当等の認定を行っている174所属に対して事前に重点事項・行政監査調書の提出を求め、定例監査時に調書の記載内容を確認した。
- ② 定例監査では、重点事項・行政監査確認票により、手当等の認定事務と監査対象期間中に行った認定後の確認事務が適切に行われているかを確認した。
- ③ 平成25年度中に手当等の返還のためにい人が行われた115所属に対して、

#### (2) 監査対象機関及び監査を行った事務処理

①

##### 手当等の認定と認定後の確認事務

##### 監査対象機関

手当等の認定事務を行っている174所属を対象とした。所属の類型ごとの数は次のとおりである。

- ・本庁各部局幹事課、警察本部各課（本庁・46所属）
- ・合同庁舎において集中総務を行っている地域県民センター等（出先集中・9所属）
- ・集中総務の対象とならない出先事務所、県立高等学校、警察署等（出先単独・119所属。公立小・中学校16校を含む。）

監査を行った事務処理  
イ (7) 平成25年度中に行われた6,300件の認定の中から、次表に掲げる16件の調査項目のいずれかに該当するもの880件を抽出し監査を行った。

重点事項監査項目

調査項目	抽出件数
配偶者がいる父母等を扶養親族としている職員の認定	5
別居の父母等を扶養親族としている職員の認定（別居とみなして認定）	2
夫婦共同扶養に該当する場合で、世帯主でない職員の認定	13
育児休業中の配偶者を扶養親族としている職員の認定	25
当月ごとの所得が一定していない者を扶養親族としている職員の認定	16
事実発生から15日経過後に届出を行った職員の認定	69
高速道路等の利用による加算額が支給されている職員の認定（往復利用）	595
高速道路等の利用に係る加算額が支給されている職員の認定（片道利用）	85
往路と復路を異にした通勤距離により認定されている職員の認定	7
通勤「通勤手当額一覧表」片道使用距離区分の下限の距離と当該交通用具を使用した通勤距離（認定距離）との間に距離がある認定	13
事実発生から15日経過後に届出を行った職員の認定	299
平成25年度中の扶養手当認定件数	48
小計	422
平成25年度中の通勤手当認定件数	5,301
小計	161
駐車場代・CATTY代等を含む金額を算出しして手当額を決定した認定	98
住居手当の父母等から住居等を借り受けている職員の認定	3
事実発生から15日経過後に届出を行った職員の認定	31
小計	233
平成25年度中の住居手当認定件数	414
合計	830
平成25年度中の認定件数	6,300

※1件の認定で、複数の調査項目に該当するものは、該当する項目ごとに1件カウントした。

- (1) 平成26年度定例監査対象期間中に行われた、延べ受給職員12,524人を対象とした認定後の確認（手当等の規則に規定されている随時確認の一環として、年1回任命権者からの通知等により一斉に行われている事後の確認。以下「事後確認」という。）事務の実施状況について、監査を行った。

## (2) 手当等の返還が行われた場合の改善措置

## ア 監査対象機関

平成25年度に手当等の返還のためにい人が行われた115所属を対象とした。所属の類型ごとの数は次のとおりである。

- ・本庁各部局幹事課、警察本部各課（本庁・18所属）
- ・合同庁舎において集中総務を行っている地域県民センター等（出先集中・7所属）
- ・集中総務の対象とならない出先事務所、県立高等学校、警察署等（出先単独・90所属。公立小・中学校49校を含む。）

## イ 監査を行った事務処理

手当等の返還のために行われたい人に係る事務のうち、人事給与システム（以下「人給システム」という。）により給与が支払われた者（臨時職員及び非常勤嘱託は対象外）に係る184件について監査を行った。なお、例月給与において過誤を相殺したい人は対象外とした。

## (3) 手当等の事務処理

## ① 職員が、手当等の支給要件に該当した場合、通知等で定められた届と支給要件に該当することを証明する書類が事務担当者に提出される。

事務担当者は、提出された届について、証明書類等により支給要件に該当するか確認を行う。  
支給要件に該当する場合は、支給開始月や支給金額等を記載し、届等を回議に付し、認定の権限を有する所属長等が手当等の支給を決定する。

事務担当者は、手当等の支給が決定された場合は、決定結果を人給システムに入力する。入力されたデータに基づき職員に手当等が支給される。（重点事項対象事務）

※ JR運賃等の改定で、制度所管課から通知があった場合には、職員からの届を寄せず所属長等の認定により手当が変更される場合もある。

職員から届と変更となった事實を証明する書類が事務担当者に提出される。

届の確認、変更後の支給額の決定、人給システムへの入力等の処理は①と同様。（重点事項対象事務）

※ 扶養親族である子が一定の年齢に達したことで要件を喪失した場合には、職員から届を寄せず所属長等は終了認定を行う。終了に伴うデータ入力は不要であり、人給システムにより自動的に終了される。

④ 手当等の認定要件は、支給継続の要件にもなっている。そのため、規則で要件に該当しているか、手当額が適正であるかを隨時確認することとされている。県では、隨時確認の一環として、毎年1回任命権者からの通知により、職員から証明書類等を提出させるなどして、引き続き要件に該当しているか、手当の額は適正か、事後確認を行っている。（重点事項対象事務）

⑤ 事後確認や出納局の行う検査、監査委員による監査等で、要件に該当していないことや手当額の間違いなどの誤りが判明した場合には、手当等の返還のためのい人が行われる。  
事務担当者は誤りのあつた手当について事実関係を調査し、誤りの内容を確認し、返還額を算出して所属長等の決裁を受けるとともに、制度所管課等に協議した上で、人給システムに正しいデータを入力する。  
い人の方法には、次の二つがあり、特定の条件に該当する場合には、イの方法によることとされている。

ア 支給誤りが判明した時点以降に支給される給与で返還額を相殺する方法  
イ 年度を超えるい人（要件に該当しなくなつた時点や手当の額が変更となつた時点の年度とれい人を行なう年度が違う場合）や返還額が給与の3分の1以上になる場合などには、給与支払管理者（出納局会計課長、企業局の企業出納員）が発行する納入通知書により金融機関に現金を払い込む方法（行政監査対象事務）

アの方法による場合は、人給システムにより返還額が計算され、翌月以降に支給される給与との相殺が自動的に行われる。

イの方法による場合は、計算管理者（情報政策課）から、年度を超えるれい入等が発生していることについて、出納局会計課、各任命権者に連絡される。

出納局会計課等は、れい入が発生した所属にれい入内容を確認し、れい入金額に誤りがないかを確認する。

確認後、給与支払管理者は、れい入のための納入通知書を作成し、所属に送付する。

職員は、交付された納入通知書により指定期限までに返還額を金融機関に現金で払い込む。

イの方法による場合、計算管理者の連絡から納入通知書の職員への交付までの事務を、人給システムによる例月給与入力締切り後、給与の支給日までの1週間足らずの期間内に行う必要がある。

○事務処理の流れ(①、②等の番号は上記説明文の①、②等に対応している。)

### 第3 監査の結果

#### 1 手当等の認定の概要 (定例監査重点事項)

(1) 手当等の受給職員数及び認定件数  
平成25年度末時点での受給職員総数12,295人、平成25年度中の認定件数は6,300件であり、監査対象機関別、手当の種類別の受給職員数及び認定件数は、次表のとおりである。

監査対象機関	平成25年度末の受給職員数		平成25年度中の認定件数	
	扶養手当	通勤手当	扶養手当	通勤手当
知事政策局	2	52	80	12
企画県民部	9	381	786	155
リニア交通局	1	20	19	1
総務部	4	186	260	54
福祉保健部	16	214	464	110
森林環境部	2	114	129	33
エネルギー局	1	7	11	3
産業労働部	7	126	198	49
観光部	2	31	56	13
農政部	9	195	295	52
県土整備部	5	235	350	67
出納局	1	20	35	4
企業局	5	74	89	10
議会事務局	1	15	21	3
人事委員会事務局	1	7	10	2
監査委員会事務局	1	8	15	2
労働委員会事務局	1	2	1	1
教育委員会	1	0	0	8
警察本部	40	1,025	1,239	165
合 計	174	4,071	6,954	1,270
	人	人	人	件
	件	件	件	件

## (2) 手当等の事後確認の実施状況

手当等の規則では、認定後においても支給要件を具備しているか、手当の額が適正であるかを随時確認することとされており、各任命権者からの通知等により、認定に誤りがないか、認定後も引き続き認定要件に該当しているか等について年1回、一斉に事後確認が行われている。

平成26年度定期監査対象期間中に一斉に行われた事後確認の実施状況は、次の表のとおりである。

監査対象機関	扶養手当		通勤手当		住居手当	
	受給職員数 (うち年後確認 取扱い件数)	うち年後確認 にによる改定 取扱い件数	受給職員数 (うち年後確認 取扱い件数)	うち年後確認 にによる改定 取扱い件数	受給職員数 (うち年後確認 取扱い件数)	うち年後確認 にによる改定 取扱い件数
知事政策局	50	0	75	0	11	0
企画県民部	382	3	800	7	162	2
リニア交通局	20	0	19	1	1	0
総務部	190	4	268	1	54	0
福祉保健部	211	2	567	11	109	0
森林環境部	114	1	129	0	33	0
エネルギー局	7	0	11	0	3	0
産業労働部	126	4	189	1	51	0
鶴光部	31	0	56	0	13	0
農政部	195	1	280	0	54	0
県土整備部	229	4	385	2	62	0
出納局	20	0	35	1	4	0
企画局	74	0	89	0	10	0
議会事務局	15	0	21	0	3	0
人事委員会事務局	7	0	10	0	2	0
監査委員事務局	10	0	15	1	2	1
労働委員会事務局	2	0	7	0	0	0
教育委員会	1,351	9	2,837	14	542	5
警察本部	1,075	2	1,332	1	174	0
合 計	4,109	30	7,125	40	1,290	8

\*事後確認による改定・取消の件数は、行政監査の問い合わせ件数と一致しない。

また、各任命権者からのお知らせによる事後確認以外による随時確認の実施状況を確認したこところ、実施している、又は一部の手当について実施している所属は、158所属のうち41所属で全体の26.0%であった。その随時確認の結果、通勤距離の誤りなどで誤りが行なわれた例もあった。随時確認の方法は所属の実情に応じて様々であるが、主なものは次のとおりである。

- 扶養親族の年齢(扶養手当)、契約更新年月日(住居手当)などの情報を記録した一覧表を作成し、受給者の状況を把握する中で、随時、受給者に注意喚起する。
- 年度始めの繁忙時期が過ぎた4月下旬から6月上旬にかけて、すべての届等の内容を再確認する。
- 毎年2月、チェックリストを受給者に配付し、認定要件を満たしているかどうかを受給者本人に確認させる。

## (3) 手当等の認定事務に係る指導事項等件数

① 手当等の認定事務についての平成26年度定期監査の結果は次表のとおりであり、174所属6,300件の認定事務のうち36所属45件の認定事務について、不適切な事務処理が認められた。

このうち、重点事項に該当する認定件数は80件であり、10所属11件の認定事務について、指導事項等とした。

指導事項等とした45件の内訳は、扶養手当5件(うち重点事項3件)、通勤手当30件(うち重点事項1件)、住居手当10件(うち重点事項7件)である。

平成26年度定期監査における手当等の認定事務(重点事項を含む)に係る指導事項等件数等(括弧内は、重点事項に係る指導事項等の件数等)

監査対象 所属	扶養手当			通勤手当			計 平均認定件数	扶養手当 平均認定件数	扶養手当 件数※	扶養手当 件数※
	扶養手当 件数	通勤手当 件数	住居手当 件数	扶養手当 件数	通勤手当 件数	住居手当 件数				
本庁	46	153 (35)	1,332 (45)	85 (70)	1,370 (150)	341 (33)	4 (1)	1 (1)	3	2 (1)
出先集中	9	71 (14)	851 (94)	49 (36)	971 (144)	107.9 (16.0)	3 (1)	6 (1)	2	8 (1)
出先直	119	36 (66)	3,118 (313)	280 (167)	3,759 (566)	316 (4.9)	29 (8)	4 (2)	21	6 (6)
計	174	583 (135)	5,301 (452)	414 (203)	6,100 (880)	362 (51)	36 (10)	5 (3)	30 (1)	10 (7)

\*扶養手当等対象所置数及び指導事項等件数には、平成26年度の認定に係るものも含む。

② 不適切な事務処理として指導事項等としたもの45件(うち重点事項11件)の内訳は、次表のとおりであり、主な内容は次のとおりである。(括弧内は、重点事項の件数)

- ・確認記録の不備
- ・扶養手当認定時に家主等に確認した事項の記録がなかったもの 7件 (6件)
- ・要件確認の不備
- ・扶養手当認定時に扶養親族の所得要件の確認等が十分に行われなかつたもの 2件 (1件)
- ・事実確認の不備

高速道路使用に係る通勤手当認定時に普通車、軽自動車の別を確認していないなかつたもの 1件 (1件)

- ・届の未提出
- ・住居手当に関して支給要件を喪失していたにもかかわらず届が提出されていなかつたもの 1件 (1件)

・事後確認の不備

- ・事後確認時に支給要件が確認されていなかつたもの 3件 (2件)

・記載漏れ

- ・届に係る事実の発生年月日等、手当支給に必要な事項等が記載されていなかつたもの 18件

・認定様式の相違等

- ・6箇月定期券により通勤手当を認定する場合に用いる様式が相違していたもの 7件